



九運保環第497号
令和3年2月3日

九州トラック協会会長 殿

九州運輸局
自動車技術安全部長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が、下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今回公表された2件の事案のうち、事案1については、運転者が体調異変に気づいても直ちに運行を中断しなかったことや事業者が運転者の意識消失の経験について把握できていなかった、といったことがあり、運転者に対し運行中に体調異変が生じた場合には躊躇なく運行を中止することを意識付けさせるとともに、運転者の意識消失の経験や運転に支障を及ぼすおそれのある既往症の把握等が必要とされています。また、事案2については、運転者が前方に対する注意を怠り前方の安全確認が不十分なまま運転を継続していた、といったことがあり、運転者に対し注意力が欠如した状態で運転することが事故に直結する重大な危険性があることを理解させるとともに、長く単調な運転が続く場合、注意力が散漫にならないよう、休憩を取ることを指導すること等が必要とされています。

今後、同種の事故を未然に防止するため、貴会会員事業者に対し、同報告書において提言のあった再発防止策について、別紙を参考にいただき、積極的に取り組むよう周知・啓発していただくとともに、国土交通省が策定した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」等を活用し、輸送の安全に万全を期すよう併せて周知方お願いいたします。

記

〔特別重要調査対象事故〕

・事案1 大型乗合バスの衝突事故（横浜市西区） : 別添1

〔重要調査対象事故〕

・事案2 大型タンク車の追突事故（北海道石狩郡当別町） : 別添2

※ 事業用自動車事故調査報告書については、下記URLより確認いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>



国自安第184号の3
令和3年1月29日

九州運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表した。

同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、当該事業者に対する指導はもちろんのこと、他事業者に対する指導についても行うこととされたい。

なお、本件については、別紙のとおり関係団体に対し通知したので申し添える。

記

〔特別重要調査対象事故〕

・事案1 大型乗合バスの衝突事故（横浜市西区） : 別添1

〔重要調査対象事故〕

・事案2 大型タンク車の追突事故（北海道石狩郡当別町） : 別添2

国自安第184号
令和3年1月29日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿
公益社団法人全日本トラック協会会長 殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が、下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今回公表された2件の事案のうち、事案1については、運転者が体調異変に気づいても直ちに運行を中断しなかったことや事業者が運転者の意識消失の経験について把握できていなかった、といったことがあり、運転者に対し運行中に体調異変が生じた場合には躊躇なく運行を中止することを意識付けさせるとともに、運転者の意識消失の経験や運転に支障を及ぼすおそれのある既往症の把握等が必要とされています。また、事案2については、運転者が前方に対する注意を怠り前方の安全確認が不十分なまま運転を継続していた、といったことがあり、運転者に対し注意力が欠如した状態で運転することが事故に直結する重大な危険性があることを理解させるとともに、長く単調な運転が続く場合、注意力が散漫にならないよう、休憩を取ることを指導すること等が必要とされています。

今後、同種の事故を未然に防止するため、貴会傘下事業者に対し、同報告書において提言のあった再発防止策について、別紙を参考にいただき、積極的に取り組むよう周知・啓発していただくとともに、国土交通省が策定した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」等を活用し、輸送の安全に万全を期すよう併せて周知方お願いいたします。

記

〔特別重要調査対象事故〕

・事案1 大型乗合バスの衝突事故（横浜市西区）

: 別添1

[重要調査対象事故]

・事案2 大型タンク車の追突事故（北海道石狩郡当別町）

：別添2

※ 事業用自動車事故調査報告書については、下記URLより確認いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/jikochousa/report1.html>

大型乗合バスの衝突事故（横浜市西区）

（別紙）

【概要】

平成30年10月28日21時17分頃、乗客6名の乗合バスが、片側3車線の道路の第1通行帯を走行中、**運転者が意識を消失し**、道路左側の高架橋支柱に衝突後、進路前方で信号待ちにより停止していた乗用車に追突。さらに、当該乗用車が前方に押し出され、信号待ちをしていた別の乗合バスに追突。

【背景】

- 運転者
・体調異変を感じた場合には、車両の運行を停止するよう指導を受けていたものの、**体調異変に気づいた後も直ちに運行を中断しなかったこと**により意識を消失。
・日常生活で複数回の意識消失を経験していたが会社に不申告であり、**意識消失が重大な事故となる認識が薄弱**。
- 事業者
・**意識消失の経験や運転に支障を及ぼすおそれのある既往症の有無などの健康状態の把握が未実施**。
・意識消失の危険性について、効果的な指導や指導における理解度の確認が未実施。

【再発防止策】

- 運転者
・体調異変を感じた場合には、**車両停止が最優先**と認識しましょう。
・**意識消失の経験や運転に支障を及ぼすおそれのある既往症については、必ず会社に申告**しましょう。
- 事業者
・**意識消失の経験や運転に支障を及ぼすおそれのある既往症を把握し**、検査・治療を促すとともに、運転者自らが行う未病対策の取組についてバックアップしましょう。
・**意識消失や体調異変が重大な事故につながる危険性について繰り返し指導**し、その意識付けを図りましょう。



大型タンク車の追突事故（北海道石狩郡当別町）

【概要】

平成30年2月13日10時36分頃、空積載の大型タンク車が、片側2車線の直線道路の第1通行帯を走行中、前方に対する注意を怠り、信号待ちで停止していた軽乗用車に追突して前に押し出し、結果3台の車両が関係する多重追突。

【背景】

- 運転者
・通り慣れた、距離が長い直線道路のため、遠くの山並みに注意が移り、脇見運転等になった可能性。
- 事業者
・通り慣れた長い直線道路では単調な運転が続き、注意力が散漫になりがちになることを認識させる指導が不十分。
・適性診断の結果(交通状況をよく見ようとするとする積極的な姿勢の不足等)を運転者が理解し、運転に反映されているかの確認が不十分。

【再発防止策】

- 運転者
・貨物を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを意識しましょう。
- 事業者
・注意力が欠如した状態での運転に重大な危険性があることを理解させ、長く単調な運転が続く場合には休憩を取るよう運転者に指導しましょう。
・適性診断結果を伝達するだけでなく、運転の改善に努めるよう継続的に指導しましょう。

